

# 指定障がい福祉サービス事業者自己点検表

(令和5年7月改正版)

## 【短期入所】

点検年月日	年 月 日
事業所名	
記入者（職・氏名）	
<p>本点検表は、各事業所において指定障がい福祉サービス事業に係る指定基準を満たしているのかを確認するための点検表です。</p> <p>1. 「点検結果」の記入は、下記の分類により、該当する項目を○で囲んでください。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・適：点検事項の内容を満たしている。（行っている。）</li><li>・否：点検事項の内容を満たしていない。（例：サービス管理責任者の員数が少ない等）</li></ul> <p>2. 作成後の活用について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・本点検表で事業所運営等の自己点検ができますので、指定申請や適正な事業所運営の確認にご活用ください。</li><li>・福岡市が実地指導等を行う際には、資料として提出をお願いいたします。</li><li>・確認事項に不明な点等がありましたら、担当までご連絡ください。</li></ul> <p>※福岡市ホームページからもダウンロードすることができます。</p>	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
第1 基本方針	<p>(1) <u>指定短期入所事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定短期入所の提供に努めているか。</u></p> <p>(2) <u>指定短期入所事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。</u></p> <p>(3) <u>指定短期入所の事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行っているか。</u></p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>	<p>法第43条</p> <p>平18厚令171 第3条第2項</p> <p>平18厚令171 第3条第3項</p> <p>令3厚令10 附則第2条</p> <p>平18厚令171 第114条</p>	<p>運営規程 個別支援計画 ケース記録</p> <p>運営規程 研修計画、研修実施記録 虐待防止関係書類 体制を整備していることが分かる書類</p> <p>運営規程 個別支援計画 ケース記録</p>

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
第2 人員に関する基準			法第43条第1項	
1 従業員の員数	<p>(1) 法第5条第8項に規定する施設が指定短期入所事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所(併設事業所)を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業員の総数は、次に掲げる場合に応じた数となっているか。</p> <p>① 指定障害者支援施設その他の法第5条第8項に規定する施設(入所によるものに限り、②に掲げるものを除く。)(入所施設等)である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上</p> <p>② 指定自立訓練(生活訓練)事業者(宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。)、指定共同生活援助事業者、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者(指定自立訓練(生活訓練)事業者等)である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数</p> <p>ア 指定短期入所と同時に指定自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練に係るものに限る。)、指定共同生活援助、日中サービス支援型指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助(指定自立訓練(生活訓練)等)を提供する時間帯 指定自立訓練(生活訓練)事業所等(当該指定自立訓練(生活訓練)事業者等が設置する当該指定に係る指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。)の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上</p> <p>イ 指定短期入所を提供する時間帯(アに掲げるものを除く。) 次のa又はbに掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数</p> <p>a 当該日の指定短期入所の利用者の数が6以下 1以上</p> <p>b 当該日の指定短期入所の利用者の数が7以上 1に当該日の指定短期入所の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>(2) 法第5条第8項に規定する施設が、その施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を</p>	適 ・ 否	平18厚令171第115条第1項	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)
			平18厚令171	勤務実績表

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	<p>利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（空床利用型事業所）に置くべき従業員の員数は、次に掲げる場合に応じた数となっているか。</p> <p>① <u>入所施設等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上</u></p> <p>② <u>指定自立訓練（生活訓練）事業者等（日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。）である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数</u></p> <p><u>ア 指定短期入所と同時に指定自立訓練（生活訓練）等（日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。）を提供する時間帯 当該指定自立訓練（生活訓練）事業者等（日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。）の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業者等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上</u></p> <p><u>イ 指定短期入所を提供する時間帯（アに掲げるものを除く。） 次のa又はbに掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに掲げる数</u></p> <p><u>a 当該日の指定短期入所の利用者の数が6以下 1以上</u></p> <p><u>b 当該日の指定短期入所の利用者の数が7以上 1に当該日の指定短期入所の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</u></p> <p>(3) <u>併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所（単独型事業所）に置くべき生活支援員の員数は次に掲げる場合に応じた数となっているか。</u></p> <p>① <u>指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所（指定生活介護事業所等）において、指定短期入所の事業を行う場合 ア又はイに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。</u></p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>	<p>第115条第2項</p> <p>平18厚令171 第115条第3項</p>	<p>出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）</p> <p>勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）</p>

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
2 管理者	<p><u>ア 指定生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定就労継続支援A型、指定就労継続支援B型、指定共同生活援助、日中サービス支援型指定共同生活援助、外部サービス利用型指定共同生活援助又は児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援のサービス提供時間 当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上</u></p> <p><u>イ 指定生活介護事業所等が指定短期入所の事業を行う時間帯であって、アに掲げる時間以外の時間の場合 次のa又はbに掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ a又はbに掲げる数</u></p> <p><u>a 当該日の利用者の数が6以下 1以上</u></p> <p><u>b 当該日の利用者の数が7以上 1に当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</u></p>			
	<p><u>② 指定生活介護事業所等以外で行われる単独型事業所において指定短期入所の事業を行う場合 ①のa又はbに掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ①のa又はbに掲げる数</u></p> <p><u>指定短期入所事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。</u></p> <p><u>ただし、指定短期入所事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定短期入所事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。</u></p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>	<p>平18厚令171第116条準用（第51条）</p>	<p>管理者の雇用形態が分かる書類 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表</p>



点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	<p>利用者の特性に応じたものであるか。</p> <p>④ 洗面所</p> <p>ア 居室のある階ごとに設けているか。</p> <p>イ 利用者の特性に応じたものであるか。</p> <p>⑤ 便所</p> <p>ア 居室のある階ごとに設けているか。</p> <p>イ 利用者の特性に応じたものであるか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>		

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
第4 運営に関する基準			法第43条第2項	
1 内容及び手続の説明及び同意	<p>(1) 指定短期入所事業者は、支給決定障害者等が指定短期入所の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定短期入所の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>※ 重要事項の説明時に次の内容を記した説明書、パンフレット等を交付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営規程の概要</li> <li>・ 従業者の勤務体制</li> <li>・ 事故発生時の対応</li> <li>・ 苦情処理体制</li> <li>・ サービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）</li> </ul> <p style="text-align: right;">等 【解釈通知 平18障発1206001】</p>	適 ・ 否	平18厚令171第125条準用（第9条第1項）	重要事項説明書 利用契約書
	<p>(2) 指定短期入所事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p> <p>※ 交付する書面に記載すべき内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 経営者の名称及び主たる事務所の所在地</li> <li>② 提供する指定短期入所の内容</li> <li>③ 利用者が支払うべき額に関する事項</li> <li>④ 指定短期入所の提供開始年月日</li> <li>⑤ 苦情を受け付けるための窓口</li> </ol> <p style="text-align: right;">【解釈通知 平成18障発1206001】</p>	適 ・ 否	平18厚令171第125条準用（第9条第2項）	重要事項説明書 利用契約書 その他利用者に交付した書面
2 提供拒否の禁止	<p>指定短期入所事業者は、正当な理由がなく指定短期入所の提供を拒んでいないか。</p> <p>※ 特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否してはならない。</p> <p style="text-align: right;">【解釈通知 平18障発1206001】</p>	適 ・ 否	平18厚令171第125条準用（第11条）	適宜必要と認める資料



点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
3 連絡調整に対する協力	<p>(正当な理由の例)</p> <p>① 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合</p> <p>② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合</p> <p>③ 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であつて、これに該当しない者から利用申込みがあつた場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所を提供することが困難な場合</p> <p>④ 入院治療が必要な場合</p> <p>指定短期入所事業者は、指定短期入所の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。</p> <p>(連絡調整)</p> <p>市町村又は一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者が行う利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等 【解釈通知 平 18 障発 1206001】</p>	適 ・ 否	平18厚令171第125条準用(第12条)	適宜必要と認める資料
4 サービス提供困難時の対応	<p>指定短期入所事業者は、指定短期入所事業所の通常の事業の実施地域等を勘察し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定短期入所事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	適 ・ 否	平18厚令171第125条準用(第13条)	適宜必要と認める資料
5 受給資格の確認	<p>指定短期入所事業者は、指定短期入所の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によつて、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等確かめているか。</p>	適 ・ 否	平18厚令171第125条準用(第14条)	受給者証の写し
6 介護給付費の支給の申請に係る援助	<p>(1) 指定短期入所事業者は、短期入所に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあつた場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、短期入所に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。</p>	適 ・ 否	平18厚令171第125条準用(第15条第1項)	適宜必要と認める資料
		適 ・ 否	平18厚令171第125条準用(第15条第2項)	適宜必要と認める資料

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
7 心身の状況等の把握	指定短期入所事業者は、指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	適 ・ 否	平18厚令171第125条準用(第16条)	アセスメント記録 ケース記録
8 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	(1) 指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	適 ・ 否	平18厚令171第125条準用(第17条第1項)	個別支援計画 ケース記録
	(2) 指定短期入所事業者は、指定短期入所の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	適 ・ 否	平18厚令171第125条準用(第17条第2項)	個別支援計画 ケース記録
9 サービスの提供の記録	(1) 指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供した際は、当該指定短期入所の提供日、内容その他必要な事項を指定短期入所の提供の都度、記録しているか。  (記録する事項) 提供日、サービスの具体的内容、実績時間数、利用者負担額 等 【解釈通知 平18障発1206001】	適 ・ 否	平18厚令171第125条準用(第19条第1項)	サービス提供の記録
	(2) 指定短期入所事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定短期入所を提供したことについて確認を受けているか。	適 ・ 否	平18厚令171第125条準用(第19条第2項)	サービス提供の記録
10 指定短期入所の開始及び終了	(1) 指定短期入所事業者は、介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となった利用者を対象に、指定短期入所を提供しているか。	適 ・ 否	平18厚令171第118条第1項	適宜必要と認める資料
	(2) 指定短期入所事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めているか。	適 ・ 否	平18厚令171第118条第2項	適宜必要と認める資料

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
11 入退所の記録の記載等	(1) 指定短期入所事業者は、入所又は退所に際しては、指定短期入所事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（受給者証記載事項）を、支給決定障害者等の受給者証に記載しているか。	適 ・ 否	平18厚令171第119条第1項	適宜必要と認める資料
	(2) 指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により、支給決定障害者等が提供を受けた指定短期入所の量の総量が支給量に達した場合は、当該支給決定障害者等に係る受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しているか。	適 ・ 否	平18厚令171第119条第2項	適宜必要と認める資料
12 指定短期入所事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	(1) 指定短期入所事業者が指定短期入所を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。	適 ・ 否	平18厚令171第125条準用（第20条第1項）	適宜必要と認める資料
	(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)	適 ・ 否	平18厚令171第125条準用（第20条第2項）	適宜必要と認める資料 * 同意が電磁的方法による場合は、相手方の承諾が確認できる資料
12 の 2 利用者負担額にかかる管理	指定短期入所事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定短期入所事業者が提供する指定短期入所及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定短期入所及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定短期入所及び他の指定障害福祉サービス等につき法第 29 条第 3 項（法第 31 条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。 この場合において、当該指定短期入所事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。	適 ・ 否	平18厚令171第125条準用（第22条）	適宜必要と認める資料（上限管理結果票等）
13 利用者負担額等の受領	(1) 指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けているか。	適 ・ 否	平18厚令171第120条第1項	請求書 領収書

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	<p>(2) 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。</p>	適 ・ 否	平18厚令171 第120条第2 項	請求書 領収書
	<p>(3) 指定短期入所事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち支給決定障害者等から受けることができる次に掲げる費用の支払いを支給決定障害者等から受けているか。</p> <p>① 食事の提供に要する費用 (次のイ又はロに定めるところによる)</p> <p>イ 食材料費及び調理等に係る費用に相当する額</p> <p>ロ 指定短期入所事業所の利用者のうち、障害者総合支援法施行令（平成18年政令第10号）第17条第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等及び同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者にあつては、その配偶者に限る。）の所得割の額を合算した額が28万円未満（特定支給決定障害者にあつては、16万円未満）であるもの又は第2号から第4号までに掲げる者に該当するものについては、食材料費に相当する額</p> <p>② 光熱水費</p> <p>③ 日用品費</p> <p>④ ①から③に掲げるもののほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>※ ④の具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成18年12月6日付け障発第1206002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）によること。 【解釈通知 平18障発1206001】</p>	適 ・ 否	平18厚令171 第120条第3 項 平18厚令171 第120条第4 項 平18厚告545 二のイ 平18政令10 第17条 第1～4号	請求書 領収書
	<p>(4) (3)の①及び②に掲げる費用については、平成18年厚生労働省告示第545号「食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針」に定めるところによるものとなっているか。</p>	適 ・ 否	平18厚令171 第120条第4 項 平18厚告545	重要事項説明書
	<p>(5) 指定短期入所事業者は、(1)から(3)までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。</p>	適 ・ 否	平18厚令171 第120条第5 項	領収書 * 交付が電磁的 方法による場合

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	(6) 指定短期入所事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得ているか。	適 ・ 否	平18厚令171第120条第6項	は、相手方の承諾が確認できる資料  重要事項説明書 * 同意が電磁的方法による場合は、相手方の承諾が確認できる資料
14 介護給付費の額に係る通知等	(1) 指定短期入所事業者は、法定代理受領により市町村から指定短期入所に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しているか。	適 ・ 否	平18厚令171第125条準用(第23条第1項)	通知の写し
	(2) 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定短期入所の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。	適 ・ 否	平18厚令171第125条準用(第23条第2項)	サービス提供証明書の写し * 交付が電磁的方法による場合は、相手方の承諾が確認できる資料
15 指定短期入所の取扱方針	(1) 指定短期入所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されているか。	適 ・ 否	平18厚令171第121条第1項	適宜必要と認める資料
	(2) 指定短期入所事業所の従業者は、指定短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	適 ・ 否	平18厚令171第121条第2項	適宜必要と認める資料 * 電磁的方法による場合は、相手方の承諾が確認できる資料

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
16 サービスの提供	(3) 指定短期入所事業者は、その提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。  ※ 自らその提供する指定短期入所の質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努めること。 【解釈通知 平18障発1206001】	適 ・ 否	平18厚令171第121条第3項	適宜必要と認める資料
	(1) 指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。	適 ・ 否	平18厚令171第122条第1項	適宜必要と認める資料
	(2) 指定短期入所事業者は、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしているか。	適 ・ 否	平18厚令171第122条第2項	適宜必要と認める資料
	(3) 指定短期入所事業者は、その利用者に対して、支給決定障害者等の負担により、当該指定短期入所事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはいないか。	適 ・ 否	平18厚令171第122条第3項	適宜必要と認める資料
	(4) 指定短期入所事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けた場合には、利用者に対して食事の提供を行っているか。	適 ・ 否	平18厚令171第122条第4項	適宜必要と認める資料
	(5) 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に提供しているか。	適 ・ 否	平18厚令171第122条第5項	適宜必要と認める資料
17 緊急時等の対応	<u>従業者は、現に指定短期入所の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</u>	適 ・ 否	平18厚令171第125条準用(第28条)	緊急時対応マニュアル ケース記録 事故等の対応記録

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
18 支給決定障害者等に関する市町村への通知	<p>指定短期入所事業者は、指定短期入所を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p>	適 ・ 否	平18厚令171第125条準用(第29条)	適宜必要と認める資料
19 運営規程	<p>指定短期入所事業者は、次に掲げる事業（第2の1の(2)の規定の適用を受ける施設にあつては③を除く。）の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 事業の目的及び運営の方針</li> <li>② 従業者の職種、員数及び職務の内容</li> <li>③ 利用定員</li> <li>④ 指定短期入所の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額</li> <li>⑤ サービス利用に当たっての留意事項</li> <li>⑥ 緊急時等における対応方法</li> <li>⑦ 非常災害対策</li> <li>⑧ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</li> <li>⑨ 虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>⑩ その他運営に関する重要事項</li> </ol> <p>※ 障害の程度等により自ら通所することが困難な利用者に対しては、事業所が送迎を実施するなどの配慮を行うこと。</p> <p>※ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 虐待の防止に関する責任者の選定</li> <li>② 成年後見制度の利用支援</li> <li>③ 苦情解決体制の整備</li> <li>④ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など）</li> <li>⑤ 虐待防止委員会の設置等に関すること</li> </ol> <p style="text-align: right;">等 【解釈通知 平18障発1206001】</p>	適 ・ 否	平18厚令171第123条	運営規程





点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
21 定員の遵守	<p>* 令和6年3月31日までの間は「実施しているか」を「実施するよう努めているか」とする。</p> <p><u>(3) 指定短期入所事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</u></p> <p>* 令和6年3月31日までの間は「行っているか」を「行うよう努めているか」とする。</p>	適 ・ 否	<p>令3厚令10 附則第3条</p> <p>平18厚令171 第125条準用 (第33条の2 第1項)</p> <p>令3厚令10 附則第3条</p>	
	<p><u>指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供していないか。</u></p> <p><u>(ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。)</u></p> <p>① <u>併設事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数</u></p> <p>② <u>空床利用型事業所にあつては、当該施設の利用定員(指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所にあつては、共同生活住居及びユニットの入居定員)及び居室の定員を超えることとなる利用者の数</u></p> <p>③ <u>単独型事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数</u></p> <p>※ 次に該当する利用定員を超えた利用者の受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提に、地域の社会資源の状況等から新規の利用者を当該事業所において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存する場合に限り、可能とする。</p> <p>ア 1日当たりの利用者の数</p> <p>① 利用定員50人以下の事業所の場合 1日当たりの利用者の数が、利用定員に110%を乗じて得た数以下となっていること。</p> <p>② 利用定員51人以上の事業所の場合 1日当たりの利用者の数が、利用定員から50を差し引いた数に105%を乗じて得た数に、55を加えて得た数以下となっていること。</p> <p>イ 過去3月間の利用者の数 過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に105%を乗じて</p>	適 ・ 否	平18厚令171 第124条	運営規程 利用者数が分かる書類(利用者名簿等)

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
22 身体拘束等の禁止	<p>得た数以下となっていること。 【解釈通知 平 18 障発 1206001】</p> <p>(1) 指定短期入所事業者は、指定短期入所の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。</u></p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、<u>その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</u></p> <p>(3) 指定短期入所事業者は、<u>身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</u></p> <p>① <u>身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図っているか。</u></p> <p>※ 事業所における身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（＝身体拘束適正化検討委員会）を年 1 回以上開催することが望ましい。</p> <p>※ 事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可。また、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも可能</p> <p>【解釈通知 平 18 障発 1206001】</p> <p>② <u>身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。</u></p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>	<p>平18厚令171第125条準用（第35条の2第1項）</p> <p>平18厚令171第125条準用（第35条の2第2項）</p> <p>平18厚令171第125条準用（第35条の2第3項）</p> <p>平18厚令171第125条準用（第35条の2第3項第1号）</p> <p>平18厚令171第125条</p>	<p>個別支援計画 身体拘束等に関する書類</p> <p>身体拘束等に関する書類（必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等）</p> <p>身体拘束適正化委員会の開催記録</p> <p>身体拘束等の適正化のための指</p>

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
23 秘密保持等	<p>※ 次の項目を盛り込んだ指針を整備すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方</li> <li>・ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項</li> <li>・ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針</li> <li>・ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針</li> <li>・ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針</li> <li>・ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針</li> <li>・ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針</li> </ul> <p style="text-align: right;">【解釈通知 平 18 障発 1206001】</p>		準用（第35条の2第3項第2号）	針
	<p>③ <u>従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施しているか。</u></p> <p>※ 指針に基づいた研修プログラムを作成し、身体拘束等の適正化のための研修を年 1 回以上（新規採用職員は必須）実施すること。なお、事業所内で行う職員研修において、他の研修プログラムと一体的に実施することでも可能</p> <p style="text-align: right;">【解釈通知 平 18 障発 1206001】</p>	適 ・ 否	平18厚令171第125条準用（第35条の2第3項第3号）	研修計画、研修実施記録
	<p>(1) <u>指定短期入所事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</u></p> <p>(2) <u>指定短期入所事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</u></p> <p>(3) <u>指定短期入所事業者は、他の指定短期入所事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</u></p> <p>※ この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておく</p>	適 ・ 否  適 ・ 否  適 ・ 否	平18厚令171第125条準用（第36条第1項）  平18厚令171第125条準用（第36条第2項）  平18厚令171第125条準用（第36条第3項）	従業者及び管理者の秘密保持誓約書  従業者及び管理者の秘密保持誓約書 その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等）  個人情報同意書 * 同意が電磁的方法による場合は、相手方の承諾

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	<p>ことで足りる。 【解釈通知 平18障発1206001】</p>			が確認できる資料
24 情報の提供等	<p>(1) 指定短期入所事業者は、指定短期入所を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定短期入所事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p>	適 ・ 否	平18厚令171第125条準用（第37条第1項）	情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット等）
	<p>(2) 指定短期入所事業者は、当該指定短期入所事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p>	適 ・ 否	平18厚令171第125条準用（第37条第2項）	事業者のHP画面・パンフレット
25 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定短期入所事業者は、一般相談支援若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定短期入所事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p>	適 ・ 否	平18厚令171第125条準用（第38条第1項）	適宜必要と認める資料
	<p>(2) 指定短期入所事業者は、一般相談支援若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	適 ・ 否	平18厚令171第125条準用（第38条第2項）	適宜必要と認める資料
	<p>(3) 指定短期入所事業者は、障害者の意思決定を歪めるような金品授受による利用者誘因行為や就労斡旋行為を行っていないか。具体的には、「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」、「障害福祉サービスの利用を通じて通常の事業所に雇用されるに至った利用者に対し祝い金を授与すること」、「障害福祉サービスの利用開始（利用後一定期間経過後も含む。）に伴い利用者に祝い金を授与すること」、「利用者の就職を斡旋した事業所に対し金品の授与を行うこと」などがあげられる。</p>	適 ・ 否	平18厚令171第125条準用（第38条）	個別支援計画 金品の授与の必要性を説明できる資料 領収書等
	<p>※ 当該金品の授与が利益供与等にあたらぬことを客観的かつ明確に説明できるよう、少なくとも以下のような対応を行うこと（事前に福岡市に相談すること）</p>			

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
26 苦情解決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別支援計画に具体的に位置付けること。</li> <li>・ 金品の授与が必要最低限であること。</li> <li>・ 当該金品の授与が利用者の支援に真に効果的であることを説明できる資料及び記録を整備しておくこと。</li> <li>・ 当該金品の使途及び金額を把握し、挙証資料（領収書等）を記録として残しておくこと。</li> </ul> <p style="text-align: center;">【「利益供与等の禁止の徹底について（通知）」令元保障福第 1054 号】</p> <p><u>(1) 指定短期入所事業者は、その提供した指定短期入所に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</u></p> <p>※ 「必要な措置」とは、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための措置（利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましい。） 【解釈通知 平 18 障発 1206001】</p> <p><u>(2) 指定短期入所事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</u></p> <p>※ 苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うこと。 【解釈通知 平 18 障発 1206001】</p> <p><u>(3) 指定短期入所事業者は、その提供した指定短期入所に、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定短期入所事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</u></p> <p><u>(4) 指定短期入所事業者は、その提供した指定短期入所に、法第 11 条第 2 項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定短期入所の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</u></p>	適 ・ 否	平18厚令171 第125条準用 (第39条第1 項)	苦情受付簿 重要事項説明書 契約書 事業所の掲示物
		適 ・ 否	平18厚令171 第125条準用 (第39条第2 項)	苦情者への対応 記録 苦情対応マニュアル
		適 ・ 否	平18厚令171 第125条準用 (第39条第3 項)	市町村からの指導 または助言を受けた 場合の改善したことが 分かる書類
		適 ・ 否	平18厚令171 第125条準用 (第39条第4 項)	都道府県からの指導 または助言を受けた 場合の改善したことが 分かる書類

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	(5) 指定短期入所事業者は、その提供した指定短期入所に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定短期入所事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適 ・ 否	平18厚令171第125条準用(第39条第5項)	都道府県または市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類
	(6) 指定短期入所事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。	適 ・ 否	平18厚令171第125条準用(第39条第6項)	都道府県等への報告書
	(7) 指定短期入所事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。	適 ・ 否	平18厚令171第125条準用(第39条第7項)	運営適正委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料
27 事故発生時の対応	(1) 指定短期入所事業者は、利用者に対する指定短期入所の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。  ※ 速やかに第一報を報告するとともに事故発生状況報告書を当該利用者に係る市町村区へ提出すること。 【福岡市障がい福祉サービス等に係る事故報告要領】  ※ 事故が発生した場合の対応方法等について、あらかじめ定めておくことが望ましい。 【解釈通知 平18障発1206001】	適 ・ 否	平18厚令171第125条準用(第40条第1項)	事故対応マニュアル 都道府県、市町村、家族等への報告記録
	(2) 指定短期入所事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。	適 ・ 否	平18厚令171第125条準用(第40条第2項)	事故の対応記録 ヒヤリハットの記録
	(3) 指定短期入所事業者は、利用者に対する指定短期入所の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	適 ・ 否	平18厚令171第125条準用	再発防止の検討記録

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	<p>※ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。 参考「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）</p> <p>※ 損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。 【解釈通知 平18障発1206001】</p>		(第40条第3項)	損害賠償を速やかに行なったことが分かる資料（賠償責任保険書類等）
28 虐待の防止	<p>指定短期入所事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>① <u>当該指定短期入所事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</u></p> <p>② <u>当該指定短期入所事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。</u></p> <p>③ <u>①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</u></p>	適 ・ 否  適 ・ 否  適 ・ 否	平18厚令171第125条準用（第40条の2）	委員会議事録  研修を実施したことが分かる書類  担当者を配置していることが分かる書類
29 会計の区分	<p>指定短期入所事業者は、指定短期入所事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	適 ・ 否	平18厚令171第125条準用（第41条）	収支予算書・決算書等の会計書類
30 記録の整備	<p>(1) <u>指定短期入所事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。</u></p> <p>(2) <u>指定短期入所事業者は、利用者に対する指定短期入所の提供に関する諸記録を整備し、当該指定短期入所を提供した日から5年間保存しているか。</u></p>	適 ・ 否  適 ・ 否	平18厚令171第125条準用（第42条第1項）  平18厚令171第125条準用（第42条第2項）	職員名簿 設備・備品台帳 帳簿等の会計書類  各種記録簿冊

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
31 相談及び援助	指定短期入所事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	適 ・ 否	平18厚令171 第125条 準用（第60 条）	適宜必要と認め る資料
32 管理者の責 務	(1) 指定短期入所事業所の管理者は、当該指定短期入所事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を 一元的に行っているか。	適 ・ 否	平18厚令171 第125条準用 （第66条第1 項）	適宜必要と認め る資料
	(2) 指定短期入所事業所の管理者は、当該短期入所事業所の従業者に平成18年厚生労働省令第171号 「指定障害福祉サービス基準」第6章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	適 ・ 否	平18厚令171 第125条準用 （第66条第2 項） 平18厚令171 第6章	適宜必要と認め る資料
33 勤務体制の 確保等	(1) 指定短期入所事業者は、利用者に対し、適切な指定短期入所を提供できるよう、指定短期入所事業 所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。  ※ 事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤 ・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。 【解釈通知 平18障発1206001】	適 ・ 否	平18厚令171 第125条準用 （第68条第1 項）	従業者の勤務表
	(2) 指定短期入所事業者は、指定短期入所事業所ごとに、当該指定短期入所事業所の従業者によって指 定短期入所を提供しているか。 <u>（ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。）</u>  ※ 調理業務、洗濯等の利用者に対するサービス提供に直接影響を及ぼさない業務につい ては、第三者へ委託しても差し支えない。 【解釈通知 平18障発1206001】	適 ・ 否	平18厚令171 第125条準用 （第68条第2 項）	勤務形態一覧表 または雇用形態 が分かる書類
	(3) 指定短期入所事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	適 ・ 否	平18厚令171	研修計画、研修



点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	<p>(4) <u>指定短期入所事業者は、適切な指定短期入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</u></p> <p>※ 講ずべき措置の具体的内容</p> <p>① 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。</p> <p>② 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業員に周知すること。</p> <p style="text-align: right;">【解釈通知 平18障発1206001】</p>	適 ・ 否	<p>第125条準用（第68条第3項）</p> <p>平18厚令171第125条準用（第68条第4項）</p>	<p>実施記録</p> <p>方針 相談窓口</p>
34 非常災害対策	<p>(1) <u>指定短期入所事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制並びに安全確保のための行動手順(以下「行動手順等」という。)を整備し、それらを利用者及び従業員に対し定期的に周知する方法を定め実施しているか。</u></p> <p><u>また、行動手順等を、事業所の見やすい場所に掲示しているか。</u></p> <p>① 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 消防法その他法令等に規定された設備を指しており、それらの設備を確実に設置すること。</p> <p>② 非常災害に関する具体的計画 消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。 この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定に</p>	適 ・ 否	<p>平24条例57第111条準用（第73条第1項、第2項）</p> <p>平18厚令171第125条準用（第70条第1項）</p>	<p>非常火災時対応マニュアル（対応計画）</p> <p>運営規程 通報・連絡体制 行動手順 消防用設備点検の記録 事業所の掲示物</p>

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
35 衛生管理等	<p>基づき定められる者に行わせること。</p> <p>③ 関係機関への通報及び連絡体制の整備 火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りをすること</p> <p style="text-align: right;">【解釈通知 平 18 障発 1206001】</p>			
	<p><u>(2) 指定短期入所事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</u></p>	適 ・ 否	平18厚令171 第125条準用 (第70条第2 項)	避難訓練の記録 消防署への届出
	<p><u>(1) 指定短期入所事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</u></p> <p>※ 特に従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗淨するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなどの対策を講じること。 また、次の点に留意すること。</p> <p>① 感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。</p> <p>② 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。</p> <p>③ 空調設備等により事業所内の適温の確保に努めること。</p> <p style="text-align: right;">【解釈通知 平 18 障発 1206001】</p>	適 ・ 否	平18厚令171 第125条準用 (第90条第1 項)	衛生管理に関する書類
<p><u>(2) 指定短期入所事業者は、指定短期入所事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。</u></p>		平18厚令171 第125条準用 (第90条第2 項)	衛生管理に関する書類	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	<p>* 令和6年3月31日までの間は「講じているか」「講ずるよう努めているか」とする</p> <p>① <u>当該指定短期入所事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</p> <p>※ 事業所における「感染症の予防及びまん延防止」「食中毒の予防及びまん延防止」のための対策を検討する委員会(=感染対策委員会)を、おおむね3月に1回以上(感染症が流行する時期等は必要に応じて随時)開催し、その結果を従業者に周知徹底すること</p> <p>※ 感染対策委員会は、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合は、これと一体的に設置・運営することも可能 【解釈通知 平18障発1206001】</p> <p>② <u>当該短期入所事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。</u></p> <p>※ 指針には次の事項を明記すること。 (平常時の対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所内の衛生管理(環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等)</li> <li>・支援にかかる感染対策(標準的な予防策(例えば、血液・体液・分泌液・排泄物などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め)、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目等) 等</li> </ul> <p>(発生時の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生状況の把握</li> <li>・感染拡大の防止</li> <li>・医療機関や保健所、市町村における事業所関係課など関係機関との連携</li> <li>・医療措置</li> <li>・行政への報告</li> <li>・発生時における事業所内の連絡体制、関係機関への連絡体制 等</li> </ul>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>	<p>令3厚令10 附則第4条</p> <p>平18厚令171 第125条準用 (第90条第2 項第1号)</p> <p>平18厚令171 第125条準用 (第90条第2 項第2号)</p>	<p>感染対策委員会の開催記録</p> <p>「感染症の予防及びまん延防止」「食中毒の予防及びまん延防止」のための指針</p>

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	<p style="text-align: right;">【解釈通知 平 18 障発 1206001】</p> <p>③ <u>当該短期入所事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施しているか。</u></p> <p>※ 「感染症の予防及びまん延防止」「食中毒の予防及びまん延防止」のための研修を、年 2 回以上（新規採用職員は必須）実施すること。</p> <p>※ 「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定短期入所事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものであること。</p> <p>※ 調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにすること。</p> <p>※ 実際に感染症が発生を想定した場合を想定した訓練（シミュレーション）を年 2 回以上行い、事業所内の役割分担の確認や感染対策（防護服の着用、ゾーニング等）を行った上での支援の演習などを実施すること  なお、訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないが、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施すること。</p> <p style="text-align: right;">【解釈通知 平 18 障発 1206001】</p>	適 ・ 否	平18厚令171 第125条準用 (第90条第2 項第3号)	研修計画、研修実施記録 訓練の記録
36 地域との連携等	<p>指定短期入所事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めているか。</p>	適 ・ 否	平18厚令171 第125条準用 (第74条)	適宜必要と認める資料
37 健康管理	<p>指定短期入所事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。</p> <p>※ 健康管理の責任者を定めること。</p> <p style="text-align: right;">【解釈通知 平 18 障発 1206001】</p>	適 ・ 否	平18厚令171 第125条準用 (第87条)	適宜必要と認める資料
38 協力医療機関	<p>指定短期入所事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めてあるか。</p>	適 ・ 否	平18厚令171 第125条準用	適宜必要と認める資料



点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
第5 共生型障害福祉サービスに関する基準				
1 共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準	<p>短期入所に係る共生型障害福祉サービス（共生型短期入所）の事業を行う指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防居宅サービス等基準第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。）は、当該事業に関して、以下の基準を満たしているか。</p> <p>（1）指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（指定短期入所生活介護事業所等）の居室の面積を、指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護（指定短期入所生活介護等）の利用者の数と共生型短期入所の利用者の数の合計数で除して得た面積が10.65平方メートル以上であること。</p> <p>（2）指定短期入所生活介護事業所等の従業者の員数が、当該指定短期入所生活介護事業所等が提供する指定短期入所生活介護等の利用者の数を指定短期入所生活介護等の利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。</p> <p>（3）共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>	<p>平18厚令171第125条の2</p>	<p>平面図 【目視】 利用者数が分かる書類</p> <p>勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）</p> <p>適宜必要と認める資料</p>
2 共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準	<p>共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等は、当該事業に関して、以下の基準を満たしているか。</p> <p>（1）指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室以外の宿泊室を設ける場合は、当該個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。</p>	<p>適 ・ 否</p>	<p>平18厚令171第125条の3</p>	<p>平面図 【目視】</p>

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
3 準用	<p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する宿泊サービスの利用者の数を宿泊サービスの利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。</p>	適 ・ 否		勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
	<p>(3) 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p>	適 ・ 否		適宜必要と認める資料
	<p>(第1の(3)、第2の2及び第4を準用)</p>		平18厚令171 第125条の4 準用（第9条、第11条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第29条、第36条から第42条まで、第51条、第60条、第66条、第68条から第70条まで、第73条、第74条、第87条、第90条から第92条まで、第114	同準用項目と同一文書

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
4 電磁的記録等	<p>(1) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができるか。</p> <p>(2) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法により行うことができるか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>	<p>条及び前節（第124条及び第125条を除く。））</p> <p>平18厚令171第224条第1項</p> <p>平18厚令171第224条第2項</p>	<p>電磁的記録簿冊</p> <p>適宜必要と認める資料</p>



点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
第6 基準該当 障害福祉サ ービスに関 する基準			法第30条 第1項第2号イ	
1 指定小規模 多機能型居宅 介護事業所等 に関する特例	<p>基準該当短期入所事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとなっているか。</p> <p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者等であって、指定障害福祉サービス基準第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス基準第163条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準第172条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の6において準用する指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第63条第5項又は第171条第6項に規定する宿泊サービスをいう。）を提供するものであること。</p> <p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。）を通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス基準第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス基準第163条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは同基準第172条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の6において準用する指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たり上限をいう。）の3分の1から9人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、6人）までの範囲内とすること。</p> <p>(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室（指定地域密着型サービス基準第67条第2項第2号ハ又は第175条第2項第2号ハに規定する個室をいう。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>	<p>平18厚令171            第125条の2</p>	<p>適宜必要と認め            る資料</p> <p>運営規程            利用者数が分か            る書類（利用者名            簿等）</p> <p>平面図            【目視】            定員関係の資料</p>

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	<p>(4) 基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p>	適 ・ 否		適宜必要と認める資料
2 利用者負担額等の受領	<p>(第4の13の(2)から(6)を準用)</p>	適 ・ 否	平18厚令171第125条の3準用(第120条第2項から第6項)	同準用項目と同一文書
3 電磁的記録等	<p>(1) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、所面で行うことが規定されている又は想定されるもの(受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができるか。</p>	適 ・ 否	平18厚令171第224条第1項	電磁的記録簿冊
	<p>(2) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法により行うことができるか。</p>	適 ・ 否	平18厚令171第224条第2項	適宜必要と認める資料

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
第7 変更の届出等	<p>(1) 指定短期入所事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき、又は休止した当該指定生活介護の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>(変更届が必要な事項)</p> <p>① 事業所の名称及び所在地</p> <p>② 法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>③ 法人の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）</p> <p>④ 事業所の平面図及び設備の概要</p> <p>⑤ 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴</p> <p>⑥ 運営規程</p> <p>⑦ 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容</p> <p>⑧ 連携する公共職業安定所その他の期間の名称</p> <p>⑨ 訓練等給付費の請求に関する事項</p> <p>⑩ 役員の氏名、生年月日及び住所</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、当該指定短期入所の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p>	適 ・ 否	法第46条第1項 施行規則第34条の23	適宜必要と認める資料
		適 ・ 否	法第46条第2項 施行規則第34条の23	適宜必要と認める資料

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
第8 介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い			法第29条第3項	
1 基本事項	<p>(1) 指定短期入所に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第7により算定する単位数に平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。 (ただし、その額が現に当該指定短期入所に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定短期入所に要した費用の額となっているか。)</p> <p>(2) (1)の規定により、指定短期入所に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p>	適 ・ 否	平18厚告523の一 平18厚告539 法第29条第3項	適宜必要と認める報酬関係資料
2 短期入所サービス費	<p>(1) 福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）については、区分1以上に該当する利用者（障害児を除く。）に対して、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>(2) 福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）については、区分1以上に該当する利用者（障害児を除く。）が、指定生活介護等若しくは基準該当生活介護、指定自立訓練（機能訓練）等若しくは基準該当自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）等若しくは基準該当自立訓練（生活訓練）、指定就労移行支援等、指定就労継続支援A型等、指定就労継続支援B型等若しくは基準該当就労継続支援B型を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>(3) 福祉型短期入所サービス費（Ⅲ）については、平成18年厚生労働省告示第572号「厚生労働大臣が定める区分」に規定する区分1（障害児支援区分1）以上に該当する障害児に対して、指定短期入所を行った場合に、同告示に定める障害児の障害の支援の区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。</p>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第7の1 の注1	適宜必要と認める報酬関係資料 (介護給付費請求書、介護給付費請求明細書、サービス提供に関する記録、利用者数に関する書類、受給者証の写し等)
		適 ・ 否	平18厚告523 別表第7の1 の注3 平18厚告572	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	<p>(4) 福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)については、<u>障害児支援区分1以上に該当する利用者が、指定通所支援（平成24年厚労令第15号「指定通所支援基準」第2条第3号に規定する指定通所支援をいう。）、共生型通所支援（指定通所支援基準第2条第11号に規定する共生型通所支援をいう。）又は指定通所支援基準第54条の6に規定する基準該当児童発達支援若しくは指定通所支援基準第71条の3に規定する基準該当放課後等デイサービス（指定通所支援等）を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害児の障害の支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。</u></p>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第7の1 の注4	
	<p>(4-2) 福祉型強化短期入所サービス費（Ⅰ）については、平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」第5号の3に該当する者に対して、<u>看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。</u></p>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第7の1 の注4の2	適宜必要と認める報酬関係資料（介護給付費請求書、介護給付費請求明細書、サービス提供に関する記録、利用者数に関する書類、受給者証の写し、勤務形態一覧等）
	<p>(4-3) 福祉型強化短期入所サービス費（Ⅱ）については、平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」第5号の3に該当する者に対して、<u>看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、指定生活介護等、指定自立訓練（機能訓練）等、指定自立訓練（生活訓練）等、指定就労移行支援等、指定就労継続支援A型等又は指定就労継続支援B型等を利用した日において、指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。</u></p>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第7の1 の注4の3	
	<p>(4-4) 福祉型強化短期入所サービス費（Ⅲ）については、平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」第5号の4に該当する者に対して、<u>看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、指定短期入所を行った場合に、障害児の障害の支援の区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。</u></p>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第7の1 の注4の4	
	<p>(4-5) 福祉型強化短期入所サービス費（Ⅳ）については、平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」第5号の4に該当する者に対して、<u>看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、指定通所支援又は共生型通所支援を利用した日において、指定短期入所を行った場合に、障害児の障害の支援の区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。</u></p>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第7の1 の注4の5	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	<p>～ 令和3年3月31日サービス提供分</p> <p>(5) 医療型短期入所サービス費（Ⅰ）については、平成18年厚生労働省告示第523号別表第5の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児（重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害児）に対して、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二の二のイに適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>令和3年4月1日～サービス提供分</p> <p>(5) 医療型短期入所サービス費（Ⅰ）については、平成18年厚生労働省告示第523号別表第5の1の注1の(1)、(2)若しくは(3)に規定する利用者、重症心身障害児（重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害児）又は別に厚生労働大臣が定める者に対して、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二の二のイに適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>～ 令和3年3月31日サービス提供分</p> <p>(6) 医療型短期入所サービス費（Ⅱ）については、平成18年厚生労働省告示第523号別表第5の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二の二のロに適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>令和3年4月1日～サービス提供分</p> <p>(6) 医療型短期入所サービス費（Ⅱ）については、平成18年厚生労働省告示第523号別表第5の1の注1の(1)、(2)若しくは(3)に規定する利用者、重症心身障害児又は別に厚生労働大臣が定める者に対して、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二の二のロに適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>	<p>平18厚告523 改正前別表 第7の1の注5 平18厚告551 の二の二の イ</p> <p>平18厚告523 別表第7の1 の注5 平18厚告551 の二の二の イ</p> <p>平18厚告523 改正前別表 第7の1の注6 平18厚告551 の二の二の ロ</p> <p>平18厚告523 別表第7の1 の注6 平18厚告551 の二の二の ロ</p>	<p>適宜必要と認め る報酬関係資料 （介護給付費請 求書、介護給付 費請求明細書、 サービス提供に 関する記録、利 用者数に関する 書類、受給者証 の写し等）</p>

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	<p>～ 令和3年3月31日サービス提供分</p> <p>(7) 医療型短期入所サービス費(Ⅲ)については、<u>区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、平成18年厚生労働省告示第236号「厚生労働大臣が定める基準」に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる障害者等又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された利用者に対して、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二の二の口に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</u></p> <p>令和3年4月1日～サービス提供分</p> <p>(7) 医療型短期入所サービス費(Ⅲ)については、<u>区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、平成18年厚生労働省告示第236号「厚生労働大臣が定める基準」に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる障害者等又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された利用者に対して、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二の二の口に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</u> (ただし、医療型短期入所サービス費(Ⅰ)又は医療型短期入所サービス費(Ⅱ)の算定対象となる利用者については、算定しない。)</p> <p>～ 令和3年3月31日サービス提供分</p> <p>(8) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)については、<u>平成18年厚生労働省告示第523号別表第5の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二の二のイに適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</u></p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>	<p>平18厚告523 別表第7の1 の注7 平18厚告236 平18厚告551 の二の二の 口</p> <p>平18厚告523 別表第7の1 の注7 平18厚告236 平18厚告551 の二の二の 口</p> <p>平18厚告523 別表第7の1 の注8 平18厚告551 の二の二の イ</p>	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	<p data-bbox="376 209 763 240">令和3年4月1日～サービス提供分</p> <p data-bbox="387 268 1496 443">(8) 医療型特定短期入所サービス費（Ⅰ）については、平成18年厚生労働省告示第523号別表第5の1の注1の(1)、(2)若しくは(3)に規定する利用者、重症心身障害児又は別に厚生労働大臣が定める者に対して、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二の二のイに適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p data-bbox="376 501 786 533">～ 令和3年3月31日サービス提供分</p> <p data-bbox="387 560 1496 735">(9) 医療型特定短期入所サービス費（Ⅱ）については、平成18年厚生労働省告示第523号別表第5の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二の二のハに適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみ指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p data-bbox="376 761 763 793">令和3年4月1日～サービス提供分</p> <p data-bbox="387 820 1496 995">(9) 医療型特定短期入所サービス費（Ⅱ）については、平成18年厚生労働省告示第523号別表第5の1の注1の(1)、(2)若しくは(3)に規定する利用者、重症心身障害児又は別に厚生労働大臣が定める者に対して、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二の二のハに適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみ指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p data-bbox="376 1085 786 1117">～ 令和3年3月31日サービス提供分</p> <p data-bbox="387 1144 1496 1390">(10) 医療型特定短期入所サービス費（Ⅲ）については、区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、平成18年厚生労働省告示第236号「厚生労働大臣が定める基準」に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる利用者又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者等に対して、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二の二のハに適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p>	<p data-bbox="1541 268 1664 300">適 ・ 否</p> <p data-bbox="1541 560 1664 592">適 ・ 否</p> <p data-bbox="1541 820 1664 852">適 ・ 否</p> <p data-bbox="1541 1144 1664 1176">適 ・ 否</p>	<p data-bbox="1715 268 1839 480">平18厚告523 別表第7の1 の注8 平18厚告551 の二の二の イ</p> <p data-bbox="1715 560 1839 772">平18厚告523 別表第7の1 の注9 平18厚告551 の二の二の ハ</p> <p data-bbox="1715 820 1839 1032">平18厚告523 別表第7の1 の注9 平18厚告551 の二の二の ハ</p> <p data-bbox="1715 1144 1839 1390">平18厚告523 改正前別表 第7の1の注 10 平18厚告551 の二の二の ハ</p>	



点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	<p><u>令和3年4月1日～サービス提供分</u></p> <p>(10) <u>医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)については、区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、平成18年厚生労働省告示第236号「厚生労働大臣が定める基準」に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる利用者又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者等に対して、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二の二のハに適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</u>  <u>(ただし、医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)又は医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)の算定対象となる利用者については、算定しない。)</u></p> <p><u>～ 令和3年3月31日サービス提供分</u></p> <p>(11) <u>医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)については、生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、平成18年厚生労働省告示第523号別表第5の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣の定める施設基準」の二の二のイに適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</u></p> <p><u>令和3年4月1日～サービス提供分</u></p> <p>(11) <u>医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)については、生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、平成18年厚生労働省告示第523号別表第5の1の注1の(1)、(2)若しくは(3)に規定する利用者、重症心身障害児又は別に厚生労働大臣が定める者に対して、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣の定める施設基準」の二の二のイに適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</u></p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>	<p>平18厚告523 別表第7の1 の注10 平18厚告551 の二の二の ハ</p> <p>平18厚告523 改正前別表 第7の1の注 11 平18厚告551 の二の二の イ</p> <p>平18厚告523 別表第7の1 の注11 平18厚告551 の二の二の イ</p>	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	<p>～ 令和3年3月31日サービス提供分</p> <p>(12) 医療型特定短期入所サービス費（V）については、生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、平成18年厚生労働省告示第523号別表第5の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣の定める施設基準」の二の二の口に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>令和3年4月1日～サービス提供分</p> <p>(12) 医療型特定短期入所サービス費（V）については、生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、平成18年厚生労働省告示第523号別表第5の1の注1の(1)、(2)若しくは(3)に規定する利用者、重症心身障害児又は別に厚生労働大臣が定める者に対して、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣の定める施設基準」の二の二の口に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>～ 令和3年3月31日サービス提供分</p> <p>(13) 医療型特定短期入所サービス費（VI）については、生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、区分1又は障害児支援区分1に該当し、かつ、平成18年厚生労働省告示第236号「厚生労働大臣が定める基準」に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる障害者等又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された利用者に対して、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二の二の口に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日に付き所定単位数を加算しているか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>	<p>平18厚告523 改正前別表 第7の1の注 12 平18厚告551 の二の二の 口</p> <p>平18厚告523 別表第7の1 の注12 平18厚告551 の二の二の 口</p> <p>平18厚告523 改正前別表 第7の1の注 13 平18厚告236 平18厚告551 の二の二の 口</p>	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	<p>令和3年4月1日～サービス提供分</p> <p>(13) 医療型特定短期入所サービス費（Ⅵ）については、生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、区分1又は障害児支援区分1に該当し、かつ、平成18年厚生労働省告示第236号「厚生労働大臣が定める基準」に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる障害者等又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された利用者に対して、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二の二のロに適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日に付き所定単位数を加算しているか。</p> <p>(ただし、医療型特定短期入所サービス費（Ⅳ）又は医療型特定短期入所サービス費（Ⅴ）の算定対象となる利用者については、算定しない。)</p> <p>(13-2) 共生型短期入所（福祉型）サービス費（Ⅰ）については、区分1又は障害児支援区分1以上に該当する利用者に対して、共生型短期入所の事業を行う事業所において共生型短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(13-3) 共生型短期入所（福祉型）サービス費（Ⅱ）については、区分1又は障害児支援区分1以上に該当する利用者が、生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、共生型短期入所事業所において共生型短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(13-4) 共生型短期入所（福祉型強化）サービス費（Ⅰ）については、平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」第5号の5に該当する者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た共生型短期入所事業所において共生型短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(13-5) 共生型短期入所（福祉型強化）サービス費（Ⅱ）については、平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」第5号の5に該当する者に対して、生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た共生型短期入所事業所において共生型短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>	<p>平18厚告523別表第7の1の注13 平18厚告236 平18厚告551の二の二のロ</p> <p>平18厚告523別表第7の1の注13の2</p> <p>平18厚告523別表第7の1の注13の3</p> <p>平18厚告523別表第7の1の注13の4</p> <p>平18厚告523別表第7の1の注13の5</p>	<p>適宜必要と認める報酬関係資料（介護給付費請求書、介護給付費請求明細書、サービス提供に関する記録、利用者数に関する書類、受給者証の写し、勤務形態一覧等）</p>

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	(14) <u>基準該当短期入所サービス費（Ⅰ）については、基準該当短期入所事業者が基準該当短期入所事業所において基準該当短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</u>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第7の1 の注14	適宜必要と認める報酬関係資料（介護給付費請求書、介護給付費請求明細書、サービス提供に関する記録、利用者数に関する書類、受給者証の写し、勤務形態一覧等）
	(15) <u>基準該当短期入所サービス費（Ⅱ）については、平成18年厚生労働省告示第523号別表第6の1の注3に規定する基準該当生活介護、基準該当自立訓練（機能訓練）、基準該当自立訓練（生活訓練）、平成24年厚生労働省令第15号「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」の第54条の12の規定による基準該当児童発達支援若しくは同令の第71条の6において準用する同令の第54条の12の規定による基準該当放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</u>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第7の1 の注15	
	(15-2) <u>利用定員が20人以上であるとして都道府県知事に届け出た単独事業所において、指定短期入所を行った場合には、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。ただし、10の定員超過特例加算を算定している場合は、算定していないか。</u>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第7の1 の注15の2	
	～ 令和3年3月31日サービス提供分			
	(15-3) <u>やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録されていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算しているか。</u>	適 ・ 否	平18厚告523 改正前別表 第7の1 の注15の3	適宜必要と認める報酬関係資料
	令和3年4月1日～サービス提供分			
	(15-3) <u>次の①から④に掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算しているか。</u> (②～④については、令和5年3月31日までの間は減算しない。) ① 身体拘束等に係る記録が行われない場合 ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を1年に1回以上開催していない場合 ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合 ④ 身体拘束等の適正化のための研修を1年に1回以上実施していない場合	適 ・ 否	平18厚告523 別表第7の1 の注15の3	適宜必要と認める報酬関係資料
	(15-4) <u>共生型短期入所サービス費については、共生型短期入所事業所が、地域に貢献する活動を行い、かつ、指定障害福祉サービス基準第125条の2第2号又は第125条の3第2号の規定により置くべき従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が次の①又は②に掲げる割合以上であるものとして都道府県知事に届け出た共生型短期入所事業所</u>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第7の1 の注15の4	適宜必要と認める報酬関係資料

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
3 短期利用加算	<p><u>において、共生型短期入所を行った場合に、当該割合に応じ、それぞれ①又は②に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</u></p> <p>① 100分の35      15単位</p> <p>② 100分の25      10単位</p>			
	<p><u>令和3年4月1日～サービス提供分</u></p> <p><u>(15-5) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所又は共生型短期入所事業所（指定短期入所事業所等）において、利用者に対し、指定短期入所又は共生型短期入所（指定短期入所等）を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、1日につき所定単位数に100単位を加算しているか。</u></p>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第7の1 の注15の5	適宜必要と認める報酬関係資料
	<p><u>(16) 短期入所サービス費の算定にあたって、利用者の数又は従業者の員数が平成18年厚生労働省告示第550号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに指定単位数に乗じる割合」の三の表の上欄に定める基準に該当する場合に、同表の下欄に定める割合を指定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</u></p>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第7の1 の注16 平18厚告550 の三	適宜必要と認める報酬関係資料
	<p><u>(17) 利用者が短期入所以外の障害福祉サービス又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援を受けている間（2の(2)若しくは(4)又は(11)、(12)若しくは(13)を算定する場合を除く）は、短期入所サービス費を算定していないか。</u></p>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第7の1 の注17	適宜必要と認める報酬関係資料
3-2 常勤看護職員等配置加算	<p><u>指定短期入所事業所等において、指定短期入所等を行った場合に、指定短期入所等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1年につき30日を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。</u></p> <p><u>看護職員を常勤換算方法で1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等において、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数を加算しているか。ただし、2の(16)に該当する場合は、算定していないか。</u></p>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第7の2 の注	適宜必要と認める報酬関係資料 （介護給付費請求書、介護給付費明細書、利用開始日がわかるもの等）  適宜必要と認める報酬関係資料 （看護職員の雇用契約書、資格

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
3-3 医療的ケア対応支援加算	福祉型強化短期入所サービス費又は共生型短期入所（福祉型強化）サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」第5号の2に該当する者に対して指定短期入所等を行った場合に、1日につき、所定単位数を加算しているか。	適 ・ 否	平18厚告523別表第7の2の3注	証の写し、勤務実績表・出勤簿等） 適宜必要と認める報酬関係資料（受給者証の写し等）
3-4 重度障害児・障害者対応支援加算	福祉型強化短期入所サービス費又は共生型短期入所（福祉型強化）サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、区分5若しくは区分6又は障害児支援区分3に該当する利用者の数が当該指定短期入所事業所等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上である場合に、1日につき、所定単位数を加算しているか。	適 ・ 否	平18厚告523別表第7の2の4注	適宜必要と認める報酬関係資料（受給者証の写し等）
4 重度障害者支援加算	（1）指定短期入所事業所等において、平成18年厚生労働省告示第523号別表第8の1の注1に規定する利用者の支援の度合いに相当する支援の度合いにある者に対して指定短期入所等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、2の(5)から(7)までに規定する医療型短期入所サービス費又は2の(8)から(13)までに規定する医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定していないか。	適 ・ 否	平18厚告523別表第7の3の注1	適宜必要と認める報酬関係資料（受給者証の写し等）
	（2）重度障害者支援加算が算定されている指定短期入所事業所等において、平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大臣が定める者」の十二に定める者が、平成18年厚生労働省告示第523号別表第8の1の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者に対し、指定短期入所等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に10単位を加算しているか。	適 ・ 否	平18厚告523別表第7の3の注2	適宜必要と認める報酬関係資料（受給者証の写し、研修終了証の写し等）
5 単独型加算	（1）単独型事業所において、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、2の(5)から(7)までに規定する医療型短期入所サービス費又は2の(8)から(13)までに規定する医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定していないか。	適 ・ 否	平18厚告523別表第7の4の注1	適宜必要と認める報酬関係資料

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
6 医療連携体制加算	<p>(2) 単独型事業所において、2の(2)の福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)、2の(4)の福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)、2の(6)の福祉型強化短期入所サービス費(Ⅱ)又は2の(8)の福祉型強化短期入所サービス費(Ⅳ)の算定対象となる利用者に対して、入所した日及び退所した日以外の日において、18時間を超えて利用者に対する支援を行った場合に、当該利用者について、更に所定単位数に100単位を加算しているか。</p>	適 ・ 否	平18厚告523別表第7の4の注2	適宜必要と認める報酬関係資料
	<p>～ 令和3年3月31日サービス提供分</p> <p>(1) 医療型連携体制加算(Ⅰ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(ただし、福祉型強化短期入所サービス費、医療型短期入所サービス費、医療型特定短期入所サービス費若しくは共生型短期入所(福祉型強化)サービス費の算定対象となる利用者、平成20年厚生労働省告示第59号「診療報酬の算定方法」別表第一医療診療報酬点数表の精神科訪問看護・指導料(Ⅱ)若しくは平成20年厚生労働省告示第67号「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法」別表の訪問看護基本療養費(Ⅱ)(以下「精神科訪問看護・指導料等」)の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは平成18年厚生労働省告示第523号別表第10の1の注1に規定する指定自立訓練(機能訓練)等の行う指定障害者支援施設等において指定短期入所等を行う場合の利用者については、算定していないか。)</p>	適 ・ 否	平18厚告523別表第7の5の注1	適宜必要と認める報酬関係資料(医療機関等との委託契約、医師の指示書、看護の記録等)
	<p>令和3年4月1日～サービス提供分</p> <p>(1) 医療型連携体制加算(Ⅰ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(ただし、福祉型強化短期入所サービス費、医療型短期入所サービス費、医療型特定短期入所サービス費若しくは共生型短期入所(福祉型強化)サービス費の算定対象となる利用者、平成20年厚生労働省告示第59号「診療報酬の算定方法」別表第一医療診療報酬点数表の精神科訪問看護・指導料(Ⅱ)若しくは平成20年厚生労働省告示第67号「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法」別表の訪問看護基本療養費(Ⅱ)(以下「精神科訪問看護・指導料等」)の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは平成18年厚生労働省告示第523号別表第10の1の注1に規定する指定自立訓練(機能訓練)等の行う指定障害者支援施設等において指定短期入所等を行う場合の利用者(福祉型強化短期入所サービス等利用者)については、算定していないか。)</p>	適 ・ 否	平18厚告523別表第7の5の注1	適宜必要と認める報酬関係資料(医療機関等との委託契約、医師の指示書、看護の記録、看護時間がわかるもの等)

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	<p>～ 令和3年3月31日サービス提供分</p> <p>(2) 医療型連携体制加算(Ⅱ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 (ただし、福祉型強化短期入所サービス費、医療型短期入所サービス費、医療型特定短期入所サービス費若しくは共生型短期入所(福祉型強化)サービス費の算定対象となる利用者、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは平成18年厚生労働省告示第523号別表第10の1の注1に規定する指定自立訓練(機能訓練)等を行う指定障害者支援施設において指定短期入所を行う場合の利用者については、算定していないか。)</p>	適 ・ 否	平18厚告523 改正前別表 第7の5の注2	適宜必要と認める報酬関係資料(医療機関等との委託契約、医師の指示書、看護の記録等)
	<p>令和3年4月1日～サービス提供分</p> <p>(2) 医療型連携体制加算(Ⅱ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 (ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者については、算定していないか。)</p>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第7の5 の注2	適宜必要と認める報酬関係資料(医療機関等との委託契約、医師の指示書、看護の記録、看護時間がわかるもの等)
	<p>～ 令和3年3月31日サービス提供分</p> <p>(3) 医療連携体制加算(Ⅲ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日に付き所定単位数を加算しているか。 (ただし、福祉型強化短期入所サービス費、医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は算定していないか。)</p>	適 ・ 否	平18厚告523 改正前別表 第7の5の注3	適宜必要と認める報酬関係資料(医療機関等との委託契約、医師の指示書、看護の記録等)
	<p>令和3年4月1日～サービス提供分</p> <p>(3) 医療連携体制加算(Ⅲ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 (ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者については、算定していないか。)</p>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第7の5 の注3	適宜必要と認める報酬関係資料(医療機関等との委託契約、医師の指示書、看



点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	<p>～ 令和3年3月31日サービス提供分</p> <p>(4) 医療連携体制加算(Ⅳ)については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、<u>喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</u>  <u>(ただし、福祉型強化短期入所サービス費、医療型短期入所サービス費若しくは医療型特定短期入所サービス費の算定対象となる利用者又は医療連携体制加算(Ⅰ)若しくは医療連携体制加算(Ⅱ)の算定対象となる利用者については算定していないか。)</u></p> <p>令和3年4月1日～サービス提供分</p> <p>(4) 医療連携体制加算(Ⅳ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。  <u>(ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者又は、医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定している利用者については、算定していないか。)</u></p> <p>～ 令和3年3月31日サービス提供分</p> <p>(5) 医療連携体制加算(Ⅴ)については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」第2号の2・二に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等において、指定短期入所等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。  <u>(ただし、福祉型強化短期入所サービス費、医療型短期入所サービス費、医療型特定短期入所サービス費若しくは共生型短期入所(福祉型強化)サービス費の算定対象となる利用者、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは指定自立訓練(機能訓練)等を行う指定障害者支援施設において指定短期入所等を行う場合の利用者(福祉型強化短期入所サービス等利用者)については、算定していないか。)</u></p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>	<p>平18厚告523 改正前別表 第7の5の注4</p> <p>平18厚告523 別表第7の5 の注4</p> <p>平18厚告523 改正前別表 第7の5の注5</p>	<p>護の記録、看護時間がわかるもの等)</p> <p>適宜必要と認める報酬関係資料(医療機関等との委託契約、医師の指示書、看護の記録等)</p> <p>適宜必要と認める報酬関係資料(医療機関等との委託契約、医師の指示書、看護の記録、看護時間がわかるもの等)</p> <p>適宜必要と認める報酬関係資料(看護師の雇用契約、入居者又はその家族への説明及び同意がわかるもの、看護の記録等)</p>

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	<p>令和3年4月1日～サービス提供分</p> <p>(5) 医療連携体制加算(V)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 (ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者又は医療連携体制加算(Ⅲ)を算定している利用者については、算定していないか。)</p>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第7の5 の注5	適宜必要と認める報酬関係資料 (医療機関等との委託契約、医師の指示書、看護の記録、看護時間がわかるもの等)
	<p>～ 令和3年3月31日サービス提供分</p> <p>(6) 医療連携体制加算(VI)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して4時間を超えて看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。 (ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者については、算定していないか。)</p>	適 ・ 否	平18厚告523 改正前別表 第7の5の注6	適宜必要と認める報酬関係資料 (医療機関等との委託契約、医師の指示書、看護の記録、看護時間がわかるもの等)
	<p>令和3年4月1日～サービス提供分</p> <p>(6) 医療連携体制加算(VI)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して8時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき3人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 (ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者又は医療連携体制加算(Ⅲ)若しくは医療連携体制加算(V)を算定している利用者については、算定していないか。)</p>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第7の5 の注6	適宜必要と認める報酬関係資料 (医療機関等との委託契約、医師の指示書、看護の記録、看護時間がわかるもの等)
	<p>～ 令和3年3月31日サービス提供分</p> <p>(7) 医療連携体制加算(VII)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して4時間を超えて看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 (ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者については、算定していないか。)</p>	適 ・ 否	平18厚告523 改正前別表 第7の5の注7	適宜必要と認める報酬関係資料 (医療機関等との委託契約、医師の指示書、看護の記録、看護時間がわかるもの等)

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	<p><u>令和3年4月1日～サービス提供分</u></p> <p>(7) 医療連携体制加算(Ⅶ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日に付き所定単位数を加算しているか。 (ただし、福祉型強化短期入所サービス費、医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は算定していないか。)</p> <p><u>～ 令和3年3月31日サービス提供分</u></p> <p>(8) 医療連携体制加算(Ⅵ)及び医療連携体制加算(Ⅶ)については、医療連携体制加算(Ⅰ)又は医療連携体制加算(Ⅱ)を算定している場合には、算定していないか。</p> <p><u>令和3年4月1日～サービス提供分</u></p> <p>(8) 医療連携体制加算(Ⅷ)については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 (ただし、福祉型強化短期入所サービス費、医療型短期入所サービス費若しくは医療型特定短期入所サービス費の算定対象となる利用者又は医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅵ)までのいずれかを算定している利用者については、算定していないか。)</p> <p><u>令和3年4月1日～サービス提供分</u></p> <p>(9) 医療連携体制加算(Ⅸ)については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」第2号の2・ニに適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等において、指定短期入所等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 (ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者については、算定していないか。)</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>	<p>平18厚告523 別表第7の5 の注7</p> <p>平18厚告523 改正前別表 第7の5の注8</p> <p>平18厚告523 別表第7の5 の注8</p> <p>平18厚告523 別表第7の5 の注9</p>	<p>の等)</p> <p>適宜必要と認める報酬関係資料</p> <p>適宜必要と認める報酬関係資料</p> <p>適宜必要と認める報酬関係資料 (看護師の雇用契約、資格証の写し、重度化した場合における対応に関する指針、入居者又はその家族への説明及び同意がわかるもの、看護の記録等)</p>

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
7 栄養士配置加算	<p>(1) 栄養士配置加算（Ⅰ）については、次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等について、1日につき所定単位数を加算しているか。  <u>(ただし、この場合において、第6の2の(5)から(13)の医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は算定していないか。)</u></p> <p>① 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること  ② 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。</p> <p>(2) 栄養士配置加算（Ⅱ）については、次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等について、1日につき所定単位数を加算しているか。  <u>(ただし、(1)又は第6の2の(5)から(13)の医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は算定していないか。)</u></p> <p>① 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。  ② 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。</p>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第7の6 の注1	適宜必要と認める報酬関係資料（栄養士等の配置状況がわかるもの、資格証の写し、食事管理の記録等）
8 利用者負担上限額管理加算	<p>指定障害福祉サービス基準第118条第1項に規定する指定短期入所事業者又は共生型短期入所の事業を行う者が、指定障害福祉サービス基準第125条又は第125条の4において準用する指定障害福祉サービス基準第22条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第7の7 の注	適宜必要と認める報酬関係資料（利用者負担上限管理結果票等）
9 食事提供体制加算	<p>低所得者等に対して、指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第7の8 の注	適宜必要と認める報酬関係資料（調理員の勤務実績表・出勤簿、業務委託契約書等）
10 緊急短期入所受入加算	<p>(1) 緊急短期入所受入加算（Ⅰ）については、福祉型短期入所サービス費又は共生型短期入所サービス費を算定している場合であって、指定短期入所事業所等が、平成18年厚生労働省告示第556号の七に定める者に対し、居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所等を緊急に行った場合に、当該指定短期入所等を緊急に行った日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として、1日につき、所定単位数</p>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第7の9 の注1 平18厚告556 の七	適宜必要と認める報酬関係資料（緊急利用者の利用理由、緊急受け入れ対応の

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	<p><u>を加算しているか。</u></p> <p>(2) 緊急短期入所受入加算(Ⅱ)については、<u>医療型短期入所サービス費若しくは医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、平成18年厚生労働省告示第556号の七に定める者に対し、居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、当該指定短期入所を緊急に行った日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日)を限度として、1日につき、所定単位数を加算しているか。</u></p>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第7の9 の注2 平18厚告556 の七	記録等) 適宜必要と認め る報酬関係資料 (緊急利用者の 利用理由、緊急 受け入れ対応の 記録等)
11 定員超過特 例加算	<p><u>指定短期入所事業所等において、平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」第6号に規定する者に対し、居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、2-(16)に規定する利用者の基準を超えて、指定短期入所等を緊急に行った場合に、10日を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。</u></p>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第7の10 の注	適宜必要と認め る報酬関係資料 (緊急利用者の 利用理由等)
12 特別重度支援 加算	<p><u>(1) 特別重度支援加算(Ⅰ)については、医療型短期入所サービス費若しくは医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、厚生労働省告示第556号の七に定める者に対して、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</u></p> <p>～ 令和3年3月31日サービス提供分</p> <p><u>(2) 特別重度支援加算(Ⅱ)については、医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、平成18年厚生労働省告示第556号の八に定める者に対して、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 (ただし、特別重度支援加算(Ⅰ)を算定している場合には算定していないか。)</u></p> <p>令和3年4月1日～サービス提供分</p> <p><u>(2) 特別重度支援加算(Ⅱ)については、医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、平成18年厚生労働省告示第556号の七の二に定める者に対して、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 (ただし、特別重度支援加算(Ⅰ)を算定している場合には算定していないか。)</u></p>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第7の11 の注1 平18厚告556 の七	適宜必要と認め る報酬関係資料 (判定スコア 等)
	<p><u>(2) 特別重度支援加算(Ⅱ)については、医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、平成18年厚生労働省告示第556号の七の二に定める者に対して、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 (ただし、特別重度支援加算(Ⅰ)を算定している場合には算定していないか。)</u></p>	適 ・ 否	平18厚告523 改正前別表 第7の11 の注2 平18厚告556 の八 平18厚告523 別表第7の11 の注2 平18厚告556 の七の二	適宜必要と認め る報酬関係資料 (判定スコア表 等) 適宜必要と認め る報酬関係資料 (判定スコア表 等)

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
13 送迎加算	<p><u>令和3年4月1日～サービス提供分</u></p> <p>(3) 特別重度支援加算(Ⅲ)については、医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、平成18年厚生労働省告示第556号の八に定める者に対して、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 (ただし、特別重度支援加算(Ⅰ)又は特別重度支援加算(Ⅱ)を算定している場合には算定していないか。)</p>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第7の11 の注3 平18厚告556 の八	適宜必要と認める報酬関係資料 (利用者の状態がわかるもの等)
	<p>(1) 平成24年厚生労働省告示第268号の二のイに定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等(国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定短期入所事業所等を除く。)において、利用者に対して、その居宅等と指定短期入所事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。</p>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第7の12 の注1 平24厚告268 の二	適宜必要と認める報酬関係資料
	<p>(2) 平成24年厚生労働省告示第268号の二のロに定める送迎を実施している場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。</p>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第7の12 の注2	適宜必要と認める報酬関係資料
14 日中活動支援加算	<p><u>令和3年4月1日～サービス提供分</u></p> <p>次の(1)から(3)までの基準をいずれも満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所において、日中活動実施計画が作成されている利用者に対して、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 (ただし、この場合において、医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定していない場合は、加算していないか。)</p> <p>(1) 保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定短期入所事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者(2)において「保育士等」という。)が共同して、利用者ごとの日中活動実施計画を作成していること。</p> <p>(2) 利用者ごとの日中活動実施計画に従い保育士等が指定短期入所を行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していること。</p> <p>(3) 利用者ごとの日中活動実施計画の実施状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。</p>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第7の13 の注	適宜必要と認める報酬関係資料 (サービス等利用計画、日中活動実施計画、その他職種のもの の資格証の写し等)

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
15 福祉・介護 職員処遇改善 加算	<p>平成18年厚生労働省告示第543号「厚生労働大臣が定める基準」の二十に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。16において同じ。)が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>① <u>福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 2 から14 までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数</u></p> <p>② <u>福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 2 から14 までにより算定した単位数の1000 分の63 に相当する単位数</u></p> <p>③ <u>福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 2 から14 までにより算定した単位数の1000 分の35 に相当する単位数</u></p>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第7の14 の注 平18厚告543 の二十準用 (二)	適宜必要と認め る報酬関係資料
16 福祉・介護 職員特定処遇 改善加算	<p>平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「厚生労働大臣が定める基準」の二十一に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合に、2 から14 までにより算定した単位数の1000 分の21 に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第7の15 の注 平18厚告543 の二十一	適宜必要と認め る報酬関係資料

(注) 下線を付した項目が標準確認項目